

○豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成20年4月30日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する民間木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号）の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）で階数が2階建て以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断

(3) 総合判定 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」による補強方法の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別

表第1に定めるものに限る。)を含む改修工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者の同意を得た居住者であること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、旧基準木造住宅の所有者又は居住者が行う次に掲げる事業とする。ただし、当該事業に伴い他の補助を受ける場合を除く。

- (1) 第2条第2号アにおいて総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を1.0以上とする耐震補強上有効な耐震改修工事。なお、耐震補強上有効な耐震改修工事とは、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とする工事をいう。
 - (2) 第2条第2号イにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を1.0以上とする耐震改修工事
- 2 耐震改修工事に係る補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。
- (1) 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - (2) 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助金の額)

第5条 町長は、予算の範囲内において、1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）別表第2に定める補助金額を交付する。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出し、第2項の規定による交付決定を受けなければならない。

ただし、申請者が当該補助金の対象となる旧基準木造住宅の所有者と異なる場合については、当該住宅の所有者の同意書を合わせて提出し、第2項の規定による交付決定を受けなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書（町が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。）
- (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (3) 耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定
- (4) 耐震改修工事費見積書（耐震補強工事、改修設計、附帯工事及びその他の部分を分けたものに限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（計画の変更等）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第3号）に前条第1項第3号及び第4号に掲げる書類のうち、計画変更に係るものを添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書（様式第5号）を町長に

提出し、その指示を受けなければならない。

- 4 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、民間木造住宅耐震改修工事指示書（様式第6号）により申請者に指示する。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第8条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震改修工事廃止（中止）届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

- 第9条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事費請求書及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金交付後でも可）
- （3） 工事写真（耐震改修工事の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
- （4） その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

- 3 町長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第9号）により通知する。

- 4 第1項の規定による実績報告の提出の最終期日は、当該年度の3月31日とする。

（補助金の額の確定）

- 第10条 町長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書等の書類を審査し、適正と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第10号）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

- 第11条 申請者は、前条の通知書を受け取った日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出し、町長は、当該請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 町長は、申請者が第9条第3項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

4 第2項の返還命令は、民間木造住宅耐震改修費補助金返還命令通知書(様式第13号)により行うものとする。

(遅延利息)

第13条 前条第4項の規定による補助金の返還の通知を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めたときは遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の整理)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年2月6日告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第33号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第13号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、各告示の様式中「((印))」を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の各告示の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示による改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和4年3月28日告示第13号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第22号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震一般診断・耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（Q _r ）を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建築物の強さ（P）の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む）		・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事 （劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認める工事

	める工事		
--	------	--	--

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	第 4 条に規定する事業に要する経費（1，000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
耐震改修工事に対する補助額	次に掲げる額の合計額（各号ごとに、1，000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） （1） 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事も含む。）及び改修設計費を合算した額とし、115 万円又は耐震補強工事費の 80%のうち少ない額を限度とする。 （2） 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	補助額から、（2）の額を差し引いた額

様式第1号(第6条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書	
年 月 日	
豊山町長	
住所 申請者 氏名	
豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。	
《建築物等の概要》	
1 補助申請額	円
2 工事の名称	邸 耐震改修工事
3 地名地番	
4 建設時期	明治・大正・昭和 年 月
5 面積	1階 m ² 2階 m ²
6 補強計画	
(1) 耐震改修前の総合判定	1階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向
実施事業名等(該当するものを○で囲む。)	
ア 豊山町民間木造住宅耐震診断事業(年度実施)	
イ (一財)愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断(年度実施)	
診断者氏名	
資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 号 (1級・2級・木造)建築士() 登録 第 号
(2) 耐震改修後の総合判定	1階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向
改修設計者氏名	
資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 号 (1級・2級・木造)建築士() 登録 第 号
(3) 補助対象工事費	円
7 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
《添付書類》	
1 固定資産課税台帳登録証明書(町が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。)	
2 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(第2条第2号によるものに限る。)	
3 耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料	
ア 案内図及び平面図	
イ 補強計画図その他補強方法を示す図書	
ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定	
4 耐震改修工事費見積書(耐震補強工事、改修設計、附帯工事及びその他の部分を分けたものに限る。)	
5 その他町長が必要と認める書類	

様式第2号(第6条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件

様式第3号(第7条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

豊山町長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった民間木造住宅耐震改修工事について計画を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

様式第4号(第7条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 変更後の補助金の額 金.....円
- 3 計画変更の内容
- 4 その他

様式第5号(第7条関係)

民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書

年 月 日

豊山町長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった民間
木造住宅耐震改修工事について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 遅滞等の内容
- 3 遅滞等の理由

様式第6号(第7条関係)

民間木造住宅耐震改修工事指示書

年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付けで報告のあった民間木造住宅耐震改修工事の遅滞等については、下記のとおり指示します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 指示の内容

様式第7号(第8条関係)

民間木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届

年 月 日

豊 山 町 長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった民間木造住宅耐震改修工事について、計画を廃止(中止)したいので次のとおり届出します。

記

- 1 工事の名称
-邸 耐震改修工事
- 2 廃止(中止)の理由

様式第8号(第9条関係)

民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書	
年 月 日	
豊山町長	
住所	
申請者	
氏名	
年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。	
記	
1 工事の名称	邸耐震改修工事
2 完了年月日	年 月 日
3 添付書類	
(1) 工事請負契約書の写し	
(2) 工事費請求書及び領収書の写し(領収書については、補助金交付後でも可)	
(3) 工事写真(耐震改修工事の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)	
(4) その他町長が必要と認める書類	
耐震改修工事完了の確認	
上記の民間木造住宅耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。	
年 月 日	
耐震改修工事完了確認者氏名	
建築士資格(1級・2級・木造)建築士	
()登録 第	号

様式第9号(第9条関係)

検査結果不備事項通知書

年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付けで提出された民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に基づき検査した結果不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

1 不備の箇所

2 不備の内容及び理由

様式第10号(第10条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

豊山町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった民間木造住宅耐震改修工事については、次のとおり補助金の額を確定したので、豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称 邸 耐震改修工事
- 2 補助金の額 金 円

様式第11号(第11条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

豊山町長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

記

1 工事の名称 邸 耐震改修工事

2 支払請求額

金 額	円
-----	---

3 振 込 先

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む)
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	

様式第12号(第12条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金は、下記の理由により取消をしたので、豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定の取消理由

様式第13号(第12条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金返還命令通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付け 第 号で取り消した交付決定に係る補助金について、下記のとおり豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条第4項の規定により返還を命ずる。

記

1 返還命令額

2 返 還 期 限

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第12条関係)